



## 子育て世代が活躍できる環境づくりの推進に関する連携協定

(疑義等の決定)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとし、有効期間が満了する3ヶ月前までに、甲又は乙から書面による本協定の期間を延長しない旨の申し出がない限り、有効期間を1年間延長し、その後も同様とする。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携することで、市内に居住する子育て世代が活躍し、当該世代の雇用・就労の促進と定住化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 子育て世代の就労に関するデータ収集、分析及び活用に関すること
- (2) 子育て世代の多様な働き方の支援に関すること
- (3) 子育て世代のキャリアアップ支援に関すること
- (4) 柏原市の地域活性化を図る取組に関すること
- (5) その他、柏原市の就労、子育て支援に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な内容及び実施時期等については、甲乙協議の上で別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、1通ずつを保有するものとする。

平成30年7月26日

「甲」 柏原市安堂町1番55号  
大阪府柏原市  
柏原市長



角田 正吾

(役割及び費用負担)

第3条 前条第1項各号に掲げる事項に係る甲乙の役割及び経費負担等は、甲乙間で別途定めるものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、法令の定めがある場合を除き、本協定の履行に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、柏原市個人情報の保護に関する条例その他個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

「乙」 東京都港区芝5-14-13  
アセンド三田4階  
株式会社ママスクエア  
代表取締役



藤井 駿

(協定の変更及び廃止)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は廃止を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更又は廃止することができる。